

薩摩川内市甌島圏域生ごみ等資源化実証事業業務委託

公募型プロポーザル発注方式の実施に係る公募要領について

本要領は、本市が発注する公募型プロポーザル発注方式に係る公募要領です。参加希望者は、以下の内容を確認の上、参加ください。

1 発注業務の概要等

- | | |
|---------------|--|
| (1) 業 務 名 | 薩摩川内市甌島圏域生ごみ等資源化実証事業業務委託 |
| (2) 業 務 場 所 | 薩摩川内市内 |
| (3) 業務委託上限額 | 16,408,000円(税込み) |
| (4) 履 行 期 間 | 契約の日から令和9年3月31日(水)まで |
| (5) 業 務 概 要 等 | 別紙仕様書のとおり |
| (6) 業 務 内 容 | 本業務は、令和6年度に実施した「甌島圏域生ごみ処理実施可能性調査」の成果を踏まえ、民間事業者の持つ知見、人材、設備等を活用した島内完結型の処理体制を構築するため、本市の甌島圏域における生ごみの資源化の事業性及び関係する民間事業者の自立的な事業展開の可能性の検証を行うことを目的とする。 |
| (7) 担 当 部 署 | 薩摩川内市 市民安全部 環境課 |

2 設計図書等の閲覧

- ・ 閲覧場所 薩摩川内市ホームページ (<https://www.city.satsumasendai.lg.jp>)

3 参加資格

公募型プロポーザル発注方式に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の物品等競争入札参加資格を有する者(以下「登録業者」という。)又は登録業者以外の者で資格の審査期限までに資格の申請を行い、本市が受理している者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募の日から契約の日までの間に、薩摩川内市物品等有資格業者の指名停止に関する要綱(令和3年訓令第7号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 指名停止要綱に基づく文書警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (6) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人等
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人等
- オ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等
- (7) その他関係法令・規則等に違反していないこと。
- (8) 公募型プロポーザル発注方式に応募できるのは、次に掲げる条件を全て満たす企業又は団体とする。
- ア 調査業務の企画及び実施を的確に遂行できる能力を有すること。
- イ 業務内容については、守秘義務を遵守できること。
- ウ 下表の要件を満たす者であること。

項 目	内 容
業務実績（※１）	過去５年間（令和３年度以降）における国・県・市区町村からの受注実績のうち、資源循環等関連業務（資源循環に関する調査や実証事業等）の <u>実績が１件以上</u> あること。
地域要件	次のいずれかの要件を満たすこと ・日本国内に本店を置く企業であること。 ・日本国内に主たる事務所又は事業所等を置く事業者であること。 ・日本国内に主たる事務所を置く団体であること。

※１ 別添の様式第２号により業務実績を提出する場合には、契約書の写し等の業務名、契約年度、契約金額等を証明する書類を添付する必要があります。

４ 公募型プロポーザル発注方式の参加申請書の提出について

(1) 資格の確認

- ア 公募型プロポーザル発注方式に参加しようとする者は、３の資格を有することの確認を受けるため、公募型プロポーザル発注方式参加申請書及び関係書類を持参又は郵送により提出しなければならない。
- イ 薩摩川内市長は、公募型プロポーザル発注方式に参加する資格を確認したときは、その旨を公募型プロポーザル発注方式参加資格確認通知書により通知する。参加する資格がないと認めたときは、その理由を付して、公募型プロポーザル発注方式参加資格確認通知書により通知する。

(2) 申請様式

提出物	提出様式	提出部数	特記事項
① 公募型プロポーザル発注方式参加申請書	様式第 1 号	1 部	
② 受注実績	様式第 2 号	1 部	「過去 5 年間 (令和 3 年度以降) における国・県・市区町村からの受注実績のうち、資源循環等関連業務の実績が 1 件以上あること。」が確認できるもの。

(3) 提出期限

令和 8 年 7 月 1 6 日 (木) 午後 5 時迄 (土日を除く。市役所本庁舎開庁日)

※ 郵送の場合、期限内に必着のこと。

(4) 提出方法

持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。

(5) 提出場所

〒895-8650 薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号

薩摩川内市役所 市民安全部 環境課 (担当: 川島)

TEL 0996-23-5111 (内線 4311) FAX 0996-20-5570

※ 持参の場合は、事前に電話連絡の上、来庁してください。

5 入札参加資格審査申請書の提出について

本市の入札参加資格を有していない場合は、資格の確認に必要な資料等を提出する必要がある
ので、申請に必要な書類を下記のとおり提出すること。

なお、記入にあたっては、本市のホームページの「令和 8・9・10 年度の物品等競争入札参加資格審査申請の受付終了について」にある「提出書類一覧表」及び「申請手引き」を参照の上、記入すること。

(1) 提出書類 (各 1 部)

ア 競争入札参加資格審査申請書提出書類チェックシート

イ 業者カード NO. 1 事業者情報を記入 (本市様式 1)

ウ 業者カード NO. 3 【役務の提供】について登録を希望する品目を記入 (本市様式 2-2)

エ 競争入札参加資格登録通知 (本市様式 3)

オ 一般競争 (指名競争) 入札参加資格審査申請書 (物品等) (本市様式 4)

カ 営業概要書 (本市様式 5)

キ 主な契約実績 (本市様式 6)

ク 営業許認可証等 (写し)

ケ 営業所一覧表 (本市様式 7)

コ 営業所に関する報告書 (本市様式 8-1) 及び薩摩川内市内の支店・営業所の所在地図、建物写真及び公共料金 (本市様式 8-2) ※本市内に本店以外の営業所がある場合

サ 支店、営業所等への委任状 (本市様式 9)

シ 有資格職員名簿 (本市様式 10)

ス 法人にあっては直近の商業登記簿謄本の写し、個人事業者にあっては身分証明書

- セ 納税証明書
- ソ 非課税申立書（課税されず上記納税証明書が提出できない場合 本市様式 11）
- タ 印鑑証明書
- チ 財務諸表
- ツ 機械器具一覧表（本市様式 1 2）
- テ 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿（本市様式 1 3）

※ ク～シ及びソ並びにツについては、該当する場合に提出すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 1 4 日（火）午後 5 時迄（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

※ 郵送の場合、期限内に必着のこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 提出場所

4 の(5)に同じ

6 応募の無効に関する事項

「3 参加資格」の条件を全て満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、参加の対象とされません。

- (1) 提出された「業務見積書（様式第 10 号）」の金額が「業務委託上限額」を超過しているとき。
- (2) 不正又は不誠実な行為があるとき。
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。
- (4) 安全管理の状況が本市発注の業務発注の受注者（以下「受注者」という。）として不適当であると認められるとき。
- (5) 労働福祉の状況が受注者として不適当であると認められるとき。
- (6) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不適当であると認められるとき。

7 応募条件

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 応募した企画提案書等は返却しません。
- (3) 契約締結後、委託企業・団体名は公表します。

8 参加申請書及び企画提案書様式の配布並びに受付

(1) 配布方法

「薩摩川内市ホームページ (<https://www.city.satsumasendai.lg.jp>)」よりダウンロードしてください。

(2) 受付方法

「9 提案書の作成要領について」に基づき、必要事項を記載し、代表者印を押印した公募型プロポーザル発注方式参加申請書（以下「申請書」という。）及び企画提案書（以下「提案書」という。）を市民安全部環境課へ提出してください。

※ 郵送の場合、期限内に必着のこと。

(3) 受付期間

ア 入札参加資格審査申請書

公募の日から令和8年7月14日（火）午後5時迄（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

※ 本市の入札参加資格を有していない場合のみ、参加申請受付を行う必要があります。

イ 公募型プロポーザル発注方式参加申請書

公募の日から令和8年7月16日（木）午後5時迄
（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

ウ 提案書

公募の日から令和8年8月3日（月）午後5時迄
（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

9 提案書の作成要領について

提案書は、薩摩川内市甑島圏域生ごみ等資源化実証事業業務委託仕様書に準拠した内容とし、提案書の構成は下記のとおりとします。

(1) 提案様式等

提出物	提出様式	提出部数	特記事項
① 公募型プロポーザル発注方式企画提案書（鑑）	様式第3号	1部	
② 会社概要	様式第4号	1部	
③ 受注実績	様式第5号	1部	国・県・市区町村からの受注実績のうち、資源循環等関連業務の <u>過去5年間（令和3年度以降）の全ての実績</u> を提出してください。評価の対象となります。 要：証明書類添付
④ 配置予定者の資格・経験等	様式第6号	1部	国・県・市区町村からの受注実績のうち、資源循環等関連業務の <u>過去5年間（令和3年度以降）の全ての実績</u> を提出してください。評価の対象となります。
⑤ 業務実施体制	様式第7号	10部	業務の役割分担が明確になるような体制表を添付のこと。 （様式自由）
⑥ 業務スケジュール	様式第8号	10部	プレゼンテーション時に使用します。（様式自由）
⑦ 企画提案書	様式第9号	10部	プレゼンテーション時に使用します。（様式自由） ※ 正本1部（応募者名あり） ※ 副本9部（応募者名なし）
⑧ 業務見積書	様式第10号	1部	※2のとおり

※1 正本については応募者名をつけ、副本については、住所・会社名・氏名等の応募者を特

定できる標記はしないこと。

※ 2 業務見積書（様式第 10 号の記載事項）

見積書には以下の項目の内訳を記載し、封筒に入れ、封印して提出すること。

【直接経費】

ア 分別搬出	1 式
イ 収集運搬	1 式
ウ 再資源化	1 式
エ 流通	1 式
オ 事業性・実現性の検証	1 式

※ 薩摩川内市甕島圏域生ごみ等資源化事業実施計画書の作成に係る経費を含む。

【間接経費】

・ 諸経費等	1 式
--------	-----

(2) 提出期限

令和 8 年 8 月 3 日（月）午後 5 時迄（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

※ 郵送の場合、期限内に必着のこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 提出場所

〒895-8650 薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号

薩摩川内市役所 市民安全部 環境課（担当：川島）

TEL 0996-23-5111（内線 4311） FAX 0996-20-5570

※ 持参の場合は、事前に電話連絡の上、来庁してください。

10 質問について

本要領及び仕様書等に不明な点がある場合は、質問票（様式第 11 号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 7 月 1 6 日（木） 午後 5 時迄 （土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

(2) 方 法

ファックスまたは電子メールで提出すること。なお、電話・口頭及び期限後の質問は一切受け付けません。

F A X 0996-20-5570

e-mail env-kanri@city.satsumasendai.lg.jp

(3) 回 答

期限内にあった質問に対する回答については、随時、薩摩川内市のホームページ

(<https://www.city.satsumasendai.lg.jp>) 上に掲載いたします。

※ 最終回答期限 令和 8 年 7 月 2 1 日（火）

11 採点基準（審査基準）

提案書の審査は、以下の基準を用いて行うものとし、「(1) 業務実績」から「(4) プレゼンテーション内容」の企画評価点と「(5) 価格評価点」を合計した点数を総合評価点とし、その合計が最も高い提案を最優秀提案とし、当該提案の応募者を契約候補者として選定する。

なお、採点の結果、1位のものが2者以上ある場合は、見積額の安価な者を優先し、見積額も同点の場合は、くじによる抽選とする。

また、応募者が1者の場合、企画評価点の合計得点が満点（450点）の6割以上あればその者を契約候補者とし、得点が6割に達しない場合は契約候補者として選定しない。

$$\text{総合評価点（500点）} = \text{企画評価点（450点）} + \text{価格評価点（50点）}$$

(1) 業務実績（50点）

- ・ 企業及び配置予定者の業務に対する履行能力

(2) 実施方針・スケジュール（100点）

- ・ 「業務実施体制」、「業務スケジュール」による計画性及び「企画提案書」に記載の「概論」による業務理解度について判断し、評価する。

(3) 企画提案書の内容（250点）

- ・ 「企画提案書」により、的確性、実効性、独創性について判断し、評価するものとする。

(4) プレゼンテーション内容（50点）

- ・ 主たる担当者によるプレゼンテーションと質疑応答による遂行能力及び取組意欲について判断し、評価する。

(5) 価格評価点（50点）

- ・ 価格評価点の計算方法

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の配分点（50点）} \times (\text{最低提案価格} \div \text{当該提案価格})$$

※1 価格評価点は、小数点第4位（第5位を切捨て）とする。

12 提案書及びプレゼンテーションの審査及び審査結果の通知

(1) 審査

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容審査を業務の理解度（能力）、取組意欲、独創性及び実現性について判断し、評価し、総合的に判断して最優秀提案を決定する。

なお、応募多数の場合には、事前に企画提案書により、書類審査を行う場合があります。

- ・ プレゼンテーションの日時等

ア 日 時

令和8年8月6日（木）予定（変更となる場合があります。）

イ 場 所

薩摩川内市役所本庁4階401会議室（予定）

ウ その他

- (ア) 企画提案書のほか、これを補完する資料が必要となる場合は10部用意すること。
- (イ) プレゼンテーションは1企業（団体）20分程度（プレゼンテーション10分、審査員からの企画提案書及びプレゼンテーションについての質問10分程度）を予定している。
- (ロ) プレゼンテーション用のスクリーン、プロジェクター及びパソコンは、発注者が準備する。
- (ハ) プレゼンテーション当日の詳細な日程については、直接調整することとする。
- (ニ) プレゼンテーションは、本業務を担当する主たる担当者が実施すること。
- (ホ) 本業務に直接関与しない者のプレゼンテーションや質問の回答は認めないものとする。

(※) 応募者が1者の場合であってもプレゼンテーション審査を実施する。

(2) 選定結果の公表及び通知

ア 審査終了後、最優秀提案を行った応募者（契約候補者）に特定通知を行います。

イ 審査終了後、最優秀提案を行った応募者以外のすべての応募者に対し、審査結果の通知を行います。

ウ 選定結果については、薩摩川内市ホームページ上で応募者名（最優秀提案を行った応募者のみ）及び評価点（合計のみ）を公表します。

13 見積書提出の辞退

原則として、本業務の契約候補者として特定通知を受けた者は、見積書提出を辞退できないものとする。

14 配置予定者

契約締結後、配置予定調書により配置予定者について発注者へ通知すること。

15 契約までのスケジュール

公募要領の公表期間

- ・ 公表期間：公募の日から令和8年8月3日（月）午後5時迄
（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

入札参加資格審査申請書の受付期間

- ※ 入札参加資格を有していない場合のみ
- ・ 受付期間：公募の日から令和8年7月14日（火）午後5時迄
（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

公募型プロポーザル発注方式参加申請書の受付期間

- ・ 受付期間：公募の日から令和8年7月16日（木）午後5時迄
（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

質問の受付期間

- ・ 受付期間：公募の日から令和8年7月16日（木）午後5時迄
（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

質問の回答

- ・ 回答期限：令和8年7月21日（火）午後5時迄

提案書の提出

- ・ 受付期間：公募の日から令和8年8月3日（月）午後5時迄
（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

申請書、提案書の審査、及びプレゼンテーションの実施

- ・ プレゼンテーションの実施：令和8年8月6日（木）予定。
- ※ 日程変更する場合があります。

応募者に対する審査結果の通知等

- ・ 全ての応募者に審査結果を通知します。

委託事業者の決定

- ・ 契約候補者から見積書を徴し、随意契約いたします。

契約（おおむね、8月下旬を予定しております）

16 その他

- (1) 提案書作成に要する経費は、参加希望者の負担とします。
- (2) 提出された資料は返却しませんが、無断で他に使用することはありません。
- (3) 提出期限以降の申請書又は提案書の差替え及び再提出は認めません。
- (4) 申請書又は提案書に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止要綱に基づき指名停止の措置を行うことがあります。

【問合せ先】	薩摩川内市 市民安全部 環境課 担当：川島 住 所 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号 TEL 0996-23-5111（内線 4311）FAX 0996-20-5570 E-Mail env-kanri@city.satsumasendai.lg.jp
---------------	---